

広島県告示第千四十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定によつて、令和四年広島県告示第六百十五号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

令和五年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域

府中市目崎町六八〇番三の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講じられた実施措置

土壌汚染の除去